

市第110号議案 令和元年度横浜市一般会計補正予算(第3号)(関係部分)

エレベータ設置事業・学校特別営繕事業

1 事業概要

「横浜市福祉のまちづくり条例」(H9.3.25公布)に基づき、平成10年度から、階段の上り下りが困難な児童・生徒等及び学校訪問者の建物内の移動が容易となるようエレベータの整備を進めています。

稲荷台小学校に階段の上り下りが困難な児童が在籍しているため、エレベータの設置を行います。また、エレベータ設置に合わせて、渡り廊下等の改修を行います。

2 繰越理由

稲荷台小学校エレベータ設置工事は、4つの工事契約から成り立ちます。このうち先行して行う必要があった給排水管などの配管工事の入札不調により各工事の工期が延期されたことで年度内の工事の完了が困難となりました。

そのため、エレベータ棟建築その他工事、エレベータ本体設置工事、照明・電気配線工事の3工事の事業費を繰越します。なお、給排水管などの配管工事は、年度内に完了予定です。

3 繰越額

(単位:千円)

事業名	12月補正前 現計予算	繰越額	繰越額			
			国・県費	その他	市債	一般財源
エレベータ設置事業	891,840	96,000	10,808	-	84,000	1,192
学校特別営繕事業 学校営繕費(建築)	835,684	135,000	-	-	60,000	75,000

4 工事概要

